

○御杖村個人向け防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、犯罪の起こりにくい安全なむらづくりに向けた取組を推進するため、個人が住宅用に防犯カメラを設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における個人向け防犯カメラ（以下「補助対象設備」という。）は、犯罪の発生の未然防止等を目的として、住宅の屋外に設置され、継続的又は動体検知により間欠的に映像を撮影する撮影機、録画装置その他関連機器で構成されるものをいう。

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら購入した補助対象設備を自ら居住する村内の住宅の敷地内に設置した者
- (2) 本村に居住し、第6条の交付申請を行う日において、本村の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 補助対象者が属する世帯で村税等の滞納が無い者
- (4) 暴力団等（御杖村暴力団排除条例（平成23年条例第15号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当しない者

2 前項の規定にかかわらず補助金の交付を受けようとする者が、過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けている場合は、交付対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、村民が自ら居住する住宅の敷地内に設置する防犯カメラに要する費用で、次に掲げる経費（保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理に係る費用及び保証料、配送料、撤去費用、移設費用等を除き、消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

- (1) 防犯カメラの購入費用及び設置工事費用
- (2) 防犯カメラの設置を示す表示板等の設置費用
- (3) その他防犯カメラの設置に必要な費用として村長が認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、30,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御杖村個人向け防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象設備の設置が完了した日から30日を経過した日までに、村長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラを設置したことが確認できる写真（住宅の判別ができる遠景写真1枚及び設置場所と撮影方向がわかる近景写真1枚の計2枚以上とする。）
- (2) 防犯カメラを購入及び設置した際に発行されたレシート又は領収書の写し（購入日、金額、店舗名及び内訳等がわかるものに限る。）
- (3) 同意書（様式第2号）（申請者が所有権を有しない戸建住宅に補助対象設備を設置する場合）
- (4) 誓約書（様式第3号）
- (5) 個人向け防犯カメラ設置費補助金請求書（様式第4号）
- (6) その他村長が必要と認める書類
（申請の取下げ）

第7条 補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、その理由を付した書面をもって村長に届け出なければならない。

（補助金の交付等）

第8条 村長は、第6条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、当該補助対象者に、個人向け防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、通知する。

2 村長は、前項の規定により補助金確定を通知したときは、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第9条 村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この告示に違反したとき。
- （その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

個人向け防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼実績報告書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

同意書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

誓約書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

個人向け防犯カメラ設置費補助金請求書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

個人向け防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書
[別紙参照]